

令和3年第1回阿波市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和3年2月15日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（18名）

1番 武澤 豪	2番 北上 正弘
3番 後藤 修	4番 坂東 重夫
5番 藤本 功男	6番 笠井 安之
7番 中野 厚志	8番 笠井 一司
9番 川人 敏男	10番 檜原 伸
11番 松村 幸治	12番 吉田 稔
13番 森本 節弘	16番 木村 松雄
17番 阿部 雅志	18番 出口 治男
19番 原田 定信	20番 三浦 三一

欠席議員（1名）

15番 檜原 賢二

会議録署名議員

18番 出口 治男 19番 原田 定信

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 藤井 正助	副市長 町田 寿人
副市長 春木 尚登	教育長 高田 稔
企画総務部長 野崎 圭二	市民部長 矢田 正和
健康福祉部長 妹尾 浩子	産業経済部長 岩佐 賢二
建設部長 川野 一郎	水道部長 藤野 芳大
会計管理者 藤川 靖人	教育部長 阿部 仁子
危機管理局長 吉川 和宏	企画総務部次長 坂東 孝一
市民部次長 大森 章司	健康福祉部次長 稲井 誠司
産業経済部次長 森 克彦	建設部次長 高田 敬二
教育部次長 森北 博文	教育部次長 森友 邦明
吉野支所長 石川 久	土成支所長 伊坂 好史
農業委員会事務局長 岩野 竜文	監査事務局長 寺井 加代子

財 政 課 長 大 倉 洋 二

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 猪 尾 正

事務局議事総務課長 笠 井 久美代

事務局議事総務課長補佐 藤 岡 知 寛

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 議案第 1 号 令和 2 年度阿波市一般会計補正予算（第 9 号）について
- 日程第 5 議案第 2 号 令和 2 年度阿波市一般会計補正予算（第 10 号）について
- 日程第 6 議案第 3 号 令和 2 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 7 議案第 4 号 令和 2 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 8 議案第 5 号 令和 3 年度阿波市一般会計予算について
- 日程第 9 議案第 6 号 令和 3 年度阿波市御所財産区特別会計予算について
- 日程第 10 議案第 7 号 令和 3 年度阿波市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 11 議案第 8 号 令和 3 年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 12 議案第 9 号 令和 3 年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 13 議案第 10 号 令和 3 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第 14 議案第 11 号 令和 3 年度阿波市介護保険特別会計予算について
- 日程第 15 議案第 12 号 令和 3 年度阿波市水道事業会計予算について
- 日程第 16 議案第 13 号 阿波市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 14 号 阿波市住民集会施設設置条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 15 号 阿波市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 16 号 阿波市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 17 号 阿波市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 18 号 阿波市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部

改正について

- 日程第 2 2 議案第 1 9 号 阿波市立幼保連携型大俣認定こども園の開園等に伴う関係
条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 2 0 号 阿波市農業構造改善センターの設置及び管理に関する条例
の一部改正について
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 阿波市公民館条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号 阿波早田老人憩の家の指定管理者の指定について
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 市場地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 2 7 議案第 2 4 号 市場流地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 2 8 議案第 2 5 号 市場香美住民集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 2 9 議案第 2 6 号 市場伊月集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 0 議案第 2 7 号 市場北淵集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 1 議案第 2 8 号 市場西尾開集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 2 議案第 2 9 号 市場中央第 1 集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 3 議案第 3 0 号 市場西ノ岡集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 4 議案第 3 1 号 市場田淵集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 5 議案第 3 2 号 市場善入寺南集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 6 議案第 3 3 号 市場北原集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 7 議案第 3 4 号 市場遠光集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 8 議案第 3 5 号 市場興崎町筋集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 9 議案第 3 6 号 市場中南大北集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 0 議案第 3 7 号 市場定松集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 1 議案第 3 8 号 市場奥日開谷集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 2 議案第 3 9 号 市場三共集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 3 議案第 4 0 号 市場新女寺集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 4 議案第 4 1 号 土成出口多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第 4 5 議案第 4 2 号 土成旭多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第 4 6 議案第 4 3 号 土成同志多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第 4 7 議案第 4 4 号 土成緑集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 8 議案第 4 5 号 土成桜多目的研修集会施設の指定管理者の指定について

- 日程第 4 9 議案第 4 6 号 土成藤原多目的研修施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 0 議案第 4 7 号 土成郡農村集落多目的共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 1 議案第 4 8 号 土成下藤原農事集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 5 2 議案第 4 9 号 岩野飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 3 議案第 5 0 号 川原芝飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 4 議案第 5 1 号 平間飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 5 議案第 5 2 号 大久保飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 6 議案第 5 3 号 市場伊月大型共同作業場の指定管理者の指定について
- 日程第 5 7 議案第 5 4 号 市場錦鯉流通市場の指定管理者の指定について
- 日程第 5 8 議案第 5 5 号 市場大影農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第 5 9 議案第 5 6 号 市場開ノ口農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第 6 0 議案第 5 7 号 市場切幡農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第 6 1 議案第 5 8 号 市場山野上農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第 6 2 議案第 5 9 号 阿波一徳構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第 6 3 議案第 6 0 号 阿波北部集落センターの指定管理者の指定について
- 日程第 6 4 議案第 6 1 号 吉野中央農業担い手センターの指定管理者の指定について
- 日程第 6 5 議案第 6 2 号 土成宮川内構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第 6 6 議案第 6 3 号 あわ北「新市まちづくり計画」の変更について
- 日程第 6 7 議案第 6 4 号 阿波市道路線の認定について
- 日程第 6 8 議案第 6 5 号 阿波市道路線の変更について
- 日程第 6 9 議案第 6 6 号 阿北環境整備組合からの吉野川市の脱退に伴う財産処分について
- 日程第 7 0 報告第 1 号 債権の放棄について

午前10時00分 開会

○議長（松村幸治君） 現在の出席議員は18名で定足数に達しており、議会は成立いたしました。

また、本日の定例会開催に際しましては、先日開催されました議会運営委員会での協議により、新型コロナウイルス対策として、前回の定例会と同様の対策をとらせていただいております。引き続き、議員席等でのマスクの着用及び消毒液の利用をお願いいたします。

ただいまから令和3年第1回阿波市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

2月13日に東日本大震災の余震と考えられる強い地震が東北地方で再び発生いたしました。地震により被災された方々に心よりお見舞い申し上げるとともに、一日も早い復興を心よりお祈りいたします。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を申し上げます。

まず初めに、組合議会関係についてご報告申し上げます。

昨年の12月22日に徳島中央広域連合議会定例会が開催され、関係議員とともに出席いたしました。

その他といたしましては、1月15日に地域公共交通活性化協議会が開催され、出席いたしました。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、例年開催されております阿波市成人式につきましては延期、徳島中央広域連合消防出初め式、阿波市消防団出初め式、徳島駅伝等は中止となっております。

次に、監査委員から令和2年10月から12月分の例月現金出納検査及び監査結果報告書が議長宛てに提出されています。

以上の件の詳細については、関係書類を議会事務局に保管していますので、ご高覧ください。

次に、市長からお手元に配付のとおり、議案等の提出通知がありましたので、ご報告しておきます。

諸般の報告は以上のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりです。

~~~~~

## 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（松村幸治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、18番出口治男君、19番原田定信君の両名を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（松村幸治君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、2月8日に議会運営委員会が開かれておりますので、結果について委員長の報告を求めます。

阿部議会運営委員長。

○議会運営委員長（阿部雅志君） おはようございます。

議会運営委員会の協議の結果についてご報告を申し上げます。

令和3年第1回阿波市議会定例会の運営協議のため、2月8日午前9時から委員会室において、正副議長及び委員8名、理事者側から市長、副市長、企画総務部長ほか担当職員の出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

まず、今定例会の会期については、慎重に協議をいたしました結果、本日2月15日から3月10日までの24日間と決定をいたしました。

議事日程については、既に配付をしてあります日割り表のとおり、本日は諸般の報告、行政報告、提出議案の説明を予定しております。

なお、議案第1号については先議を予定しております。

2月25日の本会議は午前10時に開会いたしまして、代表質問、一般質問を予定しており、2月26日は午前10時に開会し一般質問、3月2日は午前10時に開会し一般質問、その後、議案に対する質疑、各委員会への付託を予定しております。

次に、3月3日は午前10時から総務常任委員会、3月4日は午前10時から文教厚生常任委員会、3月5日は午前10時から産業建設常任委員会を予定しております。

次に、3月10日は午前10時から本会議を開会し、各常任委員会委員長の報告、質疑、討論、採決を行い、閉会を予定しております。

次に、代表質問、一般質問、質疑通告書の締切りは、明日2月16日の正午となっております。円滑な議会運営ができますよう、議員並びに理事者のご協力をよろしくお願いを

いたしまして、報告といたします。

○議長（松村幸治君） お諮りいたします。

本定例会の会期については、本日から3月10日までの24日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村幸治君） ご異議なしと認めます。よって、会期を本日から3月10日までの24日間と決定いたしました。

~~~~~

### 日程第3 行政報告

○議長（松村幸治君） 日程第3、行政報告を市長に求めます。

藤井市長。

○市長（藤井正助君） 改めまして、おはようございます。

本日、令和3年第1回阿波市議会定例会を招集しましたところ、松村議長、笠井一司副議長はじめ議員各位におかれましては、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、日頃は市行政全般にわたりまして格別のご支援、ご協力をいただいておりますことに心から厚くお礼を申し上げます。

まず初めに、一昨日深夜に、福島県沖を震源とするマグニチュード7.3、最大震度6強の地震が発生いたしました。この地震により被災された皆様に対し、心よりお見舞いを申し上げますとともに、被災された地域の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

それでは、開会に当たり、市政の重要課題等についてご報告を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。

新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言が、現在東京都など大都市圏を中心に3月7日まで発令されております。本市では、今月10日、11例目となる感染者が確認されたところでございまして、いつ新たな感染が発生してもおかしくない状況が続いております。

昨年2月26日に阿波市新型コロナウイルス対策本部を設置して以来、本日まで28回にわたり対策本部会議を開催し、感染症対策チームによる特別相談窓口をはじめ感染拡大の予防対策、また令和2年度当初予算とこれまでの補正予算を合わせ総額約48億円を予算計上し、市民の皆様へ1人10万円を給付する特別定額給付金事業や、売上げが減少した小売業や飲食業の皆様を支援するためのがんばる事業者応援する券事業など約40の事

業を実施し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている市民の皆様や事業者の皆様への対策を講じてまいりました。

また、今月1日付で、春木副市長を本部長とする新型コロナウイルスワクチン対策本部を立ち上げ、同日設置した新型コロナウイルスワクチン対策班を中心に、市医師会をはじめ関係機関と連携し、円滑な接種が行われるよう全庁を挙げて作業を進めているところでございます。

今後におきましても、引き続き市民の皆様の命と健康を守るために、最大限の警戒感を持って感染状況に応じた対策にしっかり取り組んでまいります。

市民の皆様におかれましては、感染拡大を防止するため、お互い感染しない、感染させないの意識を持ち続けていただき、引き続き新しい生活様式とくしまスマートライフの実践をよろしく願いをいたします。

次に、高病原性鳥インフルエンザ対策についてでございます。

昨年12月19日、市内の養鶏場において、徳島県内では初めてとなる高病原性鳥インフルエンザが発生いたしました。

本市では、直ちに阿波市家畜伝染病防疫対策本部を立ち上げ、埋却地の確保や物資の運搬、保健師による防疫対策員の健康チェックや消毒ポイントの設置など、市職員延べ194名を動員し、徳島県と連携しながら24時間体制で防疫措置に当たりました。

その結果、昨年12月21日に全ての防疫措置が完了し、今年1月12日に鶏や卵の移動を制限する区域が徳島県により解除され、終息に至っております。徳島県や関係者の皆様方にご支援、ご協力をいただき、この場をお借りしまして心から感謝を申し上げます。

しかし、今月9日には本市と隣接する美馬市の養鶏場において、県内では2例目となる高病原性鳥インフルエンザが確認されたことから、同日、阿波市家畜伝染病防疫対策本部を開催し、対応策、初動体制の指示を行ったところでございます。

現在、市内の養鶏場では約53万羽の鶏が飼養されており、今もなお高病原性鳥インフルエンザが発生しやすい状況が続いていることから、気を緩めることなく、阿波市家畜伝染病防疫マニュアルに基づき、感染拡大防止に備えた防疫体制の強化に努めてまいります。

次に、令和3年度当初予算についてでございます。

令和3年度当初予算案につきましては、令和2年度に引き続き、安全・安心のまちづくり、活力あふれるまちづくり、子育て応援のまちづくりの3本の柱を一層推進するための

予算編成としておりますが、市長選挙を控え、経常的な事務事業や継続的な事業に係る経費を中心とした骨格的予算として編成をしたところでございます。

このことから、予算規模につきましては、歳入歳出総額が188億2,400万円であり、前年度と比較して4億2,100万円、率にして2.2%の減となっております。

主な事業といたしまして、1本目の柱、安全・安心のまちづくりでは、新型コロナウイルス感染症対策としまして、ワクチン接種対策事業費3億2,100円を計上しており、今月1日には、ワクチン接種が円滑に実施できるよう新型コロナウイルスワクチン対策本部を立ち上げ、同日、対策班を設置したところでございます。

また、土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域にお住まいで、特に避難に配慮が必要な市民の皆様が、災害時に事前避難としてホテルなどを利用した際に、宿泊費の一部を補助することにより要配慮者の安全確保、3密を回避いたします。

加えて、消防、防災機能の向上では、小型動力ポンプ付き積載車2台を更新し、消防力の向上を図ります。

そして、市民の皆様が良質で安全な水道水を効果的、安定的に供給するとともに、水道施設統廃合による経費節減を図るため、昨年に引き続き小倉高区配水池築造工事及び配水管敷設工事に出資するほか、阿波町伊沢谷地区住民の皆様が生活環境を守るため、伊沢谷飲料水供給施設の事業完了に向け整備を行います。

このほかにも、電話を介した特殊詐欺や悪質商法の被害を未然に防止するため、迷惑電話防止機能付電話機等購入に対し助成を行います。

続いて、2本目の柱、活力あふれるまちづくりでは、本市が誘致した株式会社サンコー様、株式会社トマトパーク徳島様、西精工株式会社様に対しまして、企業立地促進助成金、雇用奨励金を交付し、誘致企業をしっかりと支援してまいります。

また、誘致企業に勤める方のほか、UIJターン者に優良な住宅用地を提供するため、市営住宅跡地を利用し、分譲地を整備することにより、未利用財産の有効活用と移住・定住の促進を図ってまいります。

さらには、企業誘致の取組や子育て支援をはじめとする本市の強みや魅力を全国に情報発信するためのPR動画、リーフレットを作成し、新たな進出企業の獲得を目指してまいります。

次に、公共交通網の整備につきましては、令和元年度より実証実験運行を行っているデマンド型乗合交通の検証を踏まえ、令和3年4月から本格運行を開始いたします。通院や

買物などに不便を感じている市民の皆様にとって、より利便性の高い公共交通を提供してまいります。

次に、農業振興につきましては、農業用機械の導入やハウス等の施設整備に対し助成を行うほか、徳島インディゴソックスと連携し、阿波市Tシャツ、コラボポスター、コラボ動画の取組を行ってまいりましたが、新たな企画として、インディゴソックスホームページで、選手お勧め阿波市のいいもの紹介コーナーや野菜を販売できる仕組みづくりを行い、阿波市産野菜のPRをさらに強化してまいります。

次に、阿波市発足以来の悲願であり、令和元年9月27日に国土交通省より新規事業認可をいただきました（仮称）阿波スマートインターチェンジ設置事業につきましては、本市の基幹産業である農業の維持発展、雇用の場の確保につながる企業誘致の促進、観光基盤の形成、南海トラフ巨大地震を迎え撃つ体制の強化を図ることなどから、早期の供用開始に向け鋭意取り組んでまいります。

また、主要地方道県道鳴門池田線と県道船戸切幡上板線のバイパス道路である市道矢松田中線改良工事、市道中央東西線自歩道整備工事などの幹線道路の整備も、積極的に進めてまいります。

最後に、3本目の柱、子育て応援のまちづくりでございます。

子育て支援策につきましては、子育てするなら阿波市をキャッチフレーズに、高校卒業までの医療費の無償化、保育料について第2子以降の無償化、小学校、中学校及び特別支援学校に入学する際の入学祝い金の支給、病児・病後児保育施設の拡充、中学校英語検定料の一部補助など、子育て世代の負担軽減や保育環境の整備に努めてまいりました。

主な環境整備といたしましては、放課後児童クラブの整備を順次進めており、令和元年度に老朽化していた御所放課後児童クラブの改築を、そして令和2年度には学校の空き教室や公民館を利用していた伊沢放課後児童クラブの新築、狭小だった林放課後児童クラブの増築も行ったところでございます。

また、幼保連携型認定こども園施設につきましては平成24年度から整備を開始し、令和元年度末に民間移管した4園を含む8園が現在認定こども園として利用されております。

残る大俣認定こども園につきましても、令和3年4月の供用開始に向け、順調に工事は進んでおり、この大俣認定こども園が完成しますと、市内全ての小学校区において幼保連携型認定こども園が利用できることとなります。

令和3年度は、屋根などに経年劣化が生じている土成中央認定こども園の大規模改修工事を行い、園児たちが過ごしやすい教育、保育環境の整備を推進してまいります。

また、新たな子育て支援として、子育て支援アプリ母子モを導入することにより、保護者の皆様が母子手帳とアプリを併用していただくことで、子どもの育成記録や阿波市からの情報提供を素早く確認できることから、妊娠、出産、子育てなどの不安解消や負担軽減が図られると考えております。

次に、学校教育関係では、久勝小学校プール大規模改修事業や土成中学校、吉野中学校屋外夜間照明改修事業などを実施することにより、教育環境の整備や児童・生徒の安全確保を図ってまいります。

次に、社会教育関連では、指定避難所でもある伊沢公民館を大規模改修することで、地域住民の学習の場、交流の場の充実強化を図り、社会体育関連では、老朽化が進んでいる市場グラウンドを改修し、スポーツを通じた地域の活性化を図ってまいります。

このように、令和3年度当初予算の編成に当たりましては、3本の柱を中心に引き続き事業を実施してまいります。新型コロナウイルスが経済、社会に与える影響や少子・高齢化、人口減少、また普通交付税の合併特例加算の終了など、本市を取り巻く財政状況が厳しい中、激甚化する自然災害への対応、公共施設の老朽化対策、デジタル化推進など、喫緊に取り組まなければならない事業が山積しております。

今後とも、市民サービスの安定と、財政の健全性を維持していくための行財政改革にも手を緩めることなく取り組み、バランスの取れた行財政運営を実行してまいります。

10年先、15年先を見据え、真に必要な施策については、集中と選択をもって持続可能なまちづくりを構築していく所存でございますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、順次行政報告を申し上げます。

最初に、阿波市ため池ハザードマップについてでございます。

平成30年7月豪雨を契機に、農業用ため池の管理及び保全に関する法律が施行され、本市においては72のため池が防災重点ため池に指定されたことから、阿波市ため池ハザードマップを作成し、1月中旬に市内全世帯への配布を行いました。

このため池ハザードマップは、今後発生が予測される地震や集中豪雨による浸水想定区域などを地図上に示したもので、被害を最小限に抑えることを目的としております。市民の皆様におかれましては、各ご家庭や職場などの周辺状況、避難場所、避難経路を改めて

確認していただき、地域防災活動や災害対策に役立てていただきたいと考えております。

次に、今月 5 日、阿波市特産品認証制度の認証品として認められた製品の生産者、販売者に対し、特産品認証書の授与式を行いました。

阿波市が誇る特産品として新たに認証させていただいたのは、株式会社三浦醸造所様のねさし甘酒や、畜産物としては初めてとなる株式会社藤原ファーム様の一貫牛、有限会社福井園芸様のもちポンの 3 品目で、これにより阿波市特産品の認証数は 25 品目となりました。

本市ならではの新たな特産品が誕生することは、全国へ本市を PR し各種製品の販路拡大に結びつくことから、非常に有効であると考えており、今後も引き続き各種イベントはもとより都市圏において展示、販売を行うなど、認証品のさらなる PR に努めますとともに、本市のふるさと応援寄附金制度への活用にも努めてまいります。

次に、同日 5 日、市役所において、社会福祉法人健祥会様のデイセンター一休さん、デイセンターお龍、社会福祉法人かもめ福社会様の久勝かもめこども園、社会福祉法人和田島福社会様のかきはら子ども園、はやし子ども園の 3 法人、5 施設と、阿波市福祉避難所の指定に関する協定の調印式を行いました。

この協定は、阿波市内において地震、風水害等の災害が発生または発生のおそれがあり、一般の避難所での生活に支障を来し何らかの配慮を必要とする要配慮者が、安心して避難生活ができるよう協力関係を結ぶもので、この協定により市内の社会福祉施設が新たに 5 か所指定され、計 11 か所となりました。

今後におきましても、市民の皆様が住み慣れた地域で安心して生活ができますよう、災害に強いまちづくりに努めてまいります。

以上、ご報告を申し上げ、開会に当たりましての行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~

日程第 4 議案第 1 号 令和 2 年度阿波市一般会計補正予算（第 9 号）について

○議長（松村幸治君） 日程第 4、議案第 1 号令和 2 年度阿波市一般会計補正予算（第 9 号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤井市長。

○市長（藤井正助君） 本日提案させていただいております予算案件 1 件の議案につきま

して、先議をお願いいたしたいので、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号令和2年度阿波市一般会計補正予算（第9号）につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に関連する追加補正予算額6,390万円でございます。

議案内容の詳細につきましては、この後企画総務部長から説明をさせますので、ご審議の上、ご賛同くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松村幸治君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、提出されております議案について補足説明を求めます。

野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） おはようございます。

それでは、議案第1号令和2年度阿波市一般会計補正予算（第9号）について補足説明をさせていただきます。

令和2年度阿波市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,390万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ252億2,750万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正による。

第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。

令和3年2月15日提出、阿波市長。

今回の補正予算（第9号）につきましては、新型コロナウイルスワクチンの円滑な接種を実施するための予算編成としております。

まず、4ページをお開けください。

第2表繰越明許費補正について、追加といたしまして、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業5,844万6,000円を計上しております。

第3表債務負担行為補正についてであります。

追加の債務負担行為をお願いするもので、令和3年度までのコールセンター業務委託料として、1,500万円を限度としてお願いするものであります。

次に、歳入歳出の詳細について、この後ご説明しますので、6ページから9ページの歳入歳出予算事項別明細書につきましては省略させていただきます。

それでは、10ページ、11ページをお願いします。

歳入予算について説明させていただきます。

16款1項国庫負担金の補正額1,560万円の追加につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金でございます。

次に、16款2項国庫補助金の補正額4,830万円の追加につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金でございます。

次に、歳出予算について説明させていただきます。

12ページ、13ページをお願いします。

4款1項の保健衛生費補正額6,390万円の追加につきましては、新型コロナワクチン接種対策事業費といたしまして、予防接種委託料やコールセンター業務の委託料などを計上しております。

以上、議案第1号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松村幸治君） 以上で補足説明が終わりました。

これより議案第1号について質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村幸治君） ご異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号令和2年度阿波市一般会計補正予算（第9号）についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村幸治君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

- 日程第 5 議案第 2号 令和2年度阿波市一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第 6 議案第 3号 令和2年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 7 議案第 4号 令和2年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 8 議案第 5号 令和3年度阿波市一般会計予算について
- 日程第 9 議案第 6号 令和3年度阿波市御所財産区特別会計予算について
- 日程第10 議案第 7号 令和3年度阿波市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第11 議案第 8号 令和3年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第12 議案第 9号 令和3年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第13 議案第10号 令和3年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第11号 令和3年度阿波市介護保険特別会計予算について
- 日程第15 議案第12号 令和3年度阿波市水道事業会計予算について
- 日程第16 議案第13号 阿波市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第14号 阿波市住民集会施設設置条例の一部改正について
- 日程第18 議案第15号 阿波市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第19 議案第16号 阿波市介護保険条例の一部改正について
- 日程第20 議案第17号 阿波市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第21 議案第18号 阿波市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第19号 阿波市立幼保連携型大俣認定こども園の開園等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第23 議案第20号 阿波市農業構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 阿波市公民館条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号 阿波早田老人憩の家の指定管理者の指定について
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 市場地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 2 7 議案第 2 4 号 市場流地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 2 8 議案第 2 5 号 市場香美住民集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 2 9 議案第 2 6 号 市場伊月集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 0 議案第 2 7 号 市場北淵集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 1 議案第 2 8 号 市場西尾開集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 2 議案第 2 9 号 市場中央第 1 集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 3 議案第 3 0 号 市場西ノ岡集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 4 議案第 3 1 号 市場田淵集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 5 議案第 3 2 号 市場善入寺南集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 6 議案第 3 3 号 市場北原集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 7 議案第 3 4 号 市場遠光集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 8 議案第 3 5 号 市場興崎町筋集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 9 議案第 3 6 号 市場中南大北集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 0 議案第 3 7 号 市場定松集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 1 議案第 3 8 号 市場奥日開谷集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 2 議案第 3 9 号 市場三共集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 3 議案第 4 0 号 市場新女寺集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 4 議案第 4 1 号 土成出口多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第 4 5 議案第 4 2 号 土成旭多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第 4 6 議案第 4 3 号 土成同志多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第 4 7 議案第 4 4 号 土成緑集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 8 議案第 4 5 号 土成桜多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第 4 9 議案第 4 6 号 土成藤原多目的研修施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 0 議案第 4 7 号 土成郡農村集落多目的共同利用施設の指定管理者の指定について

- 日程第 5 1 議案第 4 8 号 土成下藤原農事集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 5 2 議案第 4 9 号 岩野飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 3 議案第 5 0 号 川原芝飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 4 議案第 5 1 号 平間飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 5 議案第 5 2 号 大久保飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 6 議案第 5 3 号 市場伊月大型共同作業場の指定管理者の指定について
- 日程第 5 7 議案第 5 4 号 市場錦鯉流通市場の指定管理者の指定について
- 日程第 5 8 議案第 5 5 号 市場大影農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第 5 9 議案第 5 6 号 市場開ノ口農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第 6 0 議案第 5 7 号 市場切幡農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第 6 1 議案第 5 8 号 市場山野上農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第 6 2 議案第 5 9 号 阿波一徳構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第 6 3 議案第 6 0 号 阿波北部集落センターの指定管理者の指定について
- 日程第 6 4 議案第 6 1 号 吉野中央農業担い手センターの指定管理者の指定について
- 日程第 6 5 議案第 6 2 号 土成宮川内構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第 6 6 議案第 6 3 号 あわ北「新市まちづくり計画」の変更について
- 日程第 6 7 議案第 6 4 号 阿波市道路線の認定について
- 日程第 6 8 議案第 6 5 号 阿波市道路線の変更について
- 日程第 6 9 議案第 6 6 号 阿北環境整備組合からの吉野川市の脱退に伴う財産処分について
- 日程第 7 0 報告第 1 号 債権の放棄について

○議長（松村幸治君） 日程第 5、議案第 2 号令和 2 年度阿波市一般会計補正予算（第 1 0 号）についてから日程第 7 0、報告第 1 号債権の放棄についてまでの計 6 6 件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤井市長。

○市長（藤井正助君） 本日提案させていただいております令和3年第1回阿波市議会定例会への提出議案について、提案理由の説明を申し上げます。

今定例会におきましては、予算案件11件、条例案件9件、その他案件45件、報告案件1件の計66件について審議をお願いするものでございます。

最初に、議案第2号令和2年度阿波市一般会計補正予算（第10号）につきましては、追加補正予算額3億6,180万円でございます。

次に、議案第3号令和2年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、追加補正予算額5,948万1,000円でございます。

次に、議案第4号令和2年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、減額補正予算額2,502万8,000円でございます。

次に、議案第5号令和3年度阿波市一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を188億2,400万円とするものでございます。

主な事業といたしまして、まず安全・安心のまちづくりでは、新型コロナウイルス感染症対策として、市民の皆様を対象とするワクチン接種が円滑に実施できるよう取り組むワクチン接種対策事業や、市内消防団の消防力の向上を図る消防団車両整備事業、また良質で安全な飲料水を安定的に供給する伊沢谷飲料水供給施設整備事業を実施してまいります。

次に、活力あふれるまちづくりでは、誘致企業を支援する企業立地促進事業や、新たな進出企業の獲得を目指す企業誘致推進事業、誘致企業に勤める方やU I Jターン者に優良な住宅用地を提供する定住対策促進事業に取り組んでまいります。

また、農業振興では、農業用機械の導入や施設整備に対する助成を行うほか、徳島インディゴソックスと連携し、阿波市の農業に関する情報発信をさらに強化してまいります。

加えて、デマンド型乗合交通事業では、令和3年4月から本格運行を開始いたします。

そして、（仮称）阿波スマートインターチェンジ設置事業では、早期の供用開始に向け鋭意取り組むとともに、幹線道路の整備も積極的に進めてまいります。

最後に、子育て応援のまちづくりでは、新たな子育て支援として、子育て支援アプリ母子モの導入や、土成中央認定こども園大規模改修などの子育て支援事業、また学校教育施設では、土成中学校、吉野中学校の屋外運動場夜間照明等の改修を、そして社会教育、社

会体育関連では、伊沢公民館、市場グラウンドの改修を実施してまいります。

次に、議案第6号令和3年度阿波市御所財産区特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を1,701万7,000円とするものでございます。

次に、議案第7号令和3年度阿波市国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を44億6,557万7,000円とするものでございます。

次に、議案第8号令和3年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を5億2,940万8,000円とするものでございます。

次に、議案第9号令和3年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を1億5,095万7,000円とするものでございます。

次に、議案第10号令和3年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を192万3,000円とするものでございます。

次に、議案第11号令和3年度阿波市介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を44億8,570万1,000円とするものでございます。

次に、議案第12号令和3年度阿波市水道事業会計予算につきましては、収益的収入を6億8,016万3,000円とし、収益的支出を6億5,889万3,000円とし、資本的収入を4億3,160万2,000円とし、資本的支出を6億1,791万9,000円とするものでございます。

次に、議案第13号阿波市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定につきましては、地方自治法第243条の2の規定に基づき、新たに条例を制定するものでございます。

次に、議案第14号阿波市住民集会施設設置条例の一部改正につきましては、市場北原西集会所を福祉避難所で使用する災害用資機材の備蓄倉庫として活用することから、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第15号阿波市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、現在の経済情勢及び国民健康保険の運営状況を勘案し税率を見直すことから、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第16号阿波市介護保険条例の一部改正につきましては、第8期計画期間の介護保険料を定めることから、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第17号阿波市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する

基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の公布に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第18号阿波市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、伊沢放課後児童クラブの改築移転に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第19号阿波市立幼保連携型大俣認定こども園の開園等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、大俣認定こども園の開園等に伴い、関係条例の一部改正及び廃止を行うものでございます。

次に、議案第20号阿波市農業構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、市場大野島農業構造改善センターを地元自治会へ譲渡することから、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第21号阿波市公民館条例の一部改正につきましては、大俣公民館の改築に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第22号阿波早田老人憩の家の指定管理者の指定についてから議案第62号土成宮川内構造改善センターの指定管理者の指定についてまでの41件の議案につきましては、指定管理期間が令和3年3月31日をもって終了することから、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決をお願いするものでございます。

次に、議案第63号あわ北「新市まちづくり計画」の変更についてでございます。

これまで、地域の発展や福祉の向上を図るため、合併特例債を有効に活用し、子育て支援の充実、都市基盤の整備、産業や教育の振興など、様々な施策を推進してまいりました。本市において、この重要な財源である合併特例債の発行期限が、令和8年3月31日まで5年間延長されたことから、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定に基づき、あわ北「新市まちづくり計画」を変更するものでございます。

次に、議案第64号阿波市道路線の認定及び議案第65号阿波市道路線の変更につきましては、道路法第8条第2項及び10条第3項の規定により路線の認定及び変更をしたいので提案をするものでございます。

次に、議案第66号阿北環境整備組合からの吉野川市の脱退に伴う財産処分につきましては、本市、吉野川市、神山町、上板町で構成する阿北環境整備組合から、令和3年3月31日をもって吉野川市が脱退することに伴いまして、地方自治法第290条の規定により、議決をお願いするものでございます。

次に、報告第1号債権の放棄につきましては、住宅課が管理する債権について、阿波市債権管理条例第17条第1項の規定に基づき、市の債権を放棄しましたので、同条第3項の規定により報告を行うものでございます。

以上、議案等について提案理由の説明を申し上げましたが、議案内容の詳細につきましてはこの後担当部長より説明をさせていただきますので、十分ご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松村幸治君） 次に、提出されております各議案について補足説明を求めます。

野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） それでは、議案第2号令和2年度阿波市一般会計補正予算（第10号）について補足説明をさせていただきます。

令和2年度阿波市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,180万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ255億8,930万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正による。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

令和3年2月15日提出、阿波市長。

今回の補正予算（第10号）につきましては、事業の実績見込みや基金への積立について調製したものでございます。

まず、5ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正についてであります。

主な繰越明許事業といたしまして、衛生費の上水道出資事業、農林水産業費の強い農業担い手づくり総合支援交付金事業など22事業で、繰越明許費総額といたしまして8億5,250万9,000円を計上しております。

次に、6ページをお開きください。

第3表地方債補正であります。

今回の補正をお願いいたしますのは合計7件で、補正前の額21億190万円から1億8,380万円減額の19億1,810万円としております。

続きまして、歳入歳出予算の主なものについて説明させていただきます。

12、13ページをお開きください。

まず、歳入についてであります。

1款2項固定資産税9,200万円の追加は実績見込みによるもので、太陽光発電設備への投資により、田畑から雑種地への地目変更や償却資産の増加によるものであります。

次に、12款1項地方交付税につきましては5億9,973万円の追加で、普通交付税の確定によるものでございます。

続いて、14、15ページをお開きください。

16款2項国庫補助金3,599万5,000円の減額につきましては、年度末の実績見込みにより減額するものであります。

続いて、16、17ページをお願いいたします。

17款2項県補助金4,537万2,000円の減額につきましては、同じく実績見込みにより減額するものであります。

続いて、18ページ、19ページをお願いいたします。

18款2項財産売払収入2億2,486万8,000円の増額につきましては、徳島中央広域連合が積み立てていた中央広域振興基金の廃止により出資金が返還されるものでございます。

続いて、20款1項基金繰入金3億5,510万円の減額につきましては、決算見込みにより財政調整基金、減債基金などの繰入れを取りやめるものでございます。

次に、20、21ページをお願いいたします。

23款1項市債1億8,380万円の減額につきましては、認定こども園整備事業や大俣公民館改築事業など、事業費の実績見込みにより減額するものでございます。

続いて、歳出について説明させていただきます。

24、25ページをお開きください。

中段、2款1項総務管理費4,465万6,000円の減額につきましては、26、27ページをお開きください。

主に、18目特別定額給付金給付事業費1,957万1,000円の不用額や修繕費等の実績見込みより減額するものでございます。

次に、28、29ページをお願いいたします。

3款3項児童福祉費3,451万5,000円の減額につきましては、30、31ペー

ジをお願いいたします。

2目児童手当費622万円や10目認定こども園費2,554万円の実績見込みにより減額するものでございます。

続いて、32、33ページをお願いいたします。

4款2項清掃費2,297万2,000円の減額につきましては、主に2目塵芥処理費、家庭系ごみ収集運搬委託料の実績見込みにより減額するものでございます。

次に、6款1項農業費、5目農業振興費2,634万円の減額につきましては、主に農山漁村未来創造事業補助金の実績見込みにより減額するものでございます。

次に、34、35ページをお願いいたします。

2項4目国土調査費1,495万4,000円の追加につきましては、国の事業採択によるものです。

次に、36、37ページをお願いいたします。

下段の8款2項3目道路新設改良費964万6,000円の追加につきましては、県営道路局部改良事業負担金及び県営側溝整備事業負担金を計上しております。

次に、38、39ページをお願いいたします。

7目スマートインターチェンジ整備事業費1,500万円の追加につきましては、実施設計業務負担金を計上しております。

4項住宅費3,096万5,000円の減額につきましては、40、41ページをお願いいたします。

主に、木造住宅耐震化支援費の実績見込みにより減額するものでございます。

10款1項教育総務費5,039万円の減額につきましては、42、43ページをお願いいたします。

主に、学校臨時休校時のモバイルルーター使用料などの実績見込みにより減額するものでございます。

次に、44、45ページをお願いいたします。

5項社会教育費3,516万6,000円の減額につきましては、主に3目公民館費、大俣公民館改築事業費の不用額によるものです。

次に、6項1目保健体育総務費1,506万1,000円の減額につきましては、46、47ページをお願いします。

阿波シティマラソンなどのイベントの中止により減額するものでございます。

1 3 款 2 項 基金費 7 億 2, 5 0 0 万円の追加につきましては、教育施設整備基金積立金 2 億 2, 5 0 0 万円、公共施設等総合管理基金積立金 5 億円を積み立てるものであります。

次に、5 0 ページをお願いいたします。

この調書につきましては、6 ページの地方債補正の変更に基づき調製したものであります。表右下、当該年度末現在高見込額合計額は 2 0 7 億 9, 1 8 7 万 4, 0 0 0 円としております。

以上、議案第 2 号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松村幸治君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） 議案第 3 号について補足説明をさせていただきます。

議案第 3 号令和 2 年度阿波市の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5, 9 4 8 万 1, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 5 億 8, 7 4 9 万 2, 0 0 0 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

令和 3 年 2 月 1 5 日提出、阿波市長。

6 ページ、7 ページ、歳入歳出予算事項別明細書をお願いいたします。

歳入につきましては、1 款国民健康保険税が 2, 1 5 3 万円の追加で計 7 億 6 5 9 万 6, 0 0 0 円に、4 款県支出金が 3, 7 0 7 万円の減額で計 3 2 億 5, 9 2 6 万 2, 0 0 0 円に、8 款繰越金が 7, 5 0 2 万 1, 0 0 0 円の追加で計 1 億 5, 4 4 9 万 9, 0 0 0 円となっており、補正額の合計は 5, 9 4 8 万 1, 0 0 0 円の追加で、補正後の歳入合計額は 4 5 億 8, 7 4 9 万 2, 0 0 0 円となっています。

主なものといたしましては、1 款で医療給付費、後期高齢者支援分の現年課税徴収実績による追加、そして 4 款の加入者減少に伴う普通交付金の減額などによるものでございます。

続きまして、8 ページ、9 ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1 款総務費が 1 万 5, 0 0 0 円の追加で計 1 億 8 9 6 万 8, 0 0 0 円に、2 款保険給付費が 6, 3 8 0 万円の追加で計 3 3 億 2, 4 4 9 万 5, 0 0 0 円

に、3款国民健康保険事業費納付金が433万4,000円の減額で計10億9,810万3,000円となっており、補正額の合計は歳入と同額の5,948万1,000円の追加で、補正後の歳出合計は45億8,749万2,000円となっています。

主なものとしましては、2款で一般被保険者の療養給付費等の支払い実績による追加、そして3款の介護納付金の確定による減額などによるものでございます。

以上、議案第3号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松村幸治君） 妹尾健康福祉部長。

○健康福祉部長（妹尾浩子さん） 議案第4号につきまして補足説明をさせていただきます。

議案第4号令和2年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。

令和2年度阿波市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,502万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億1,477万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和3年2月15日提出、阿波市長。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものについて説明をさせていただきます。

6ページ、7ページをお開けください。

まず、歳入の主なものにつきましては、3款国庫支出金1,500万2,000円の減額で計10億9,518万円、4款支払基金交付金が731万1,000円の減額で計11億5,017万6,000円としております。こちらにつきましては、保険給付費の減額によるものでございます。

次に、8款繰入金が3,744万4,000円の減額で計7億8,095万2,000円としております。こちらにつきましては、基金繰入金を減額するものでございます。

次に、9款繰越金で3,455万円の増額で計4,315万円としております。こちらにつきましては、令和元年度介護保険特別会計の決算に伴う繰越金でございます。

以上、歳入における補正額の合計は2,502万8,000円の減額で、補正後の歳入

合計額は45億1,477万4,000円としております。

続きまして、8ページ、9ページをお開けください。

歳出の主なものといたしましては、2款保険給付費が2,150万円の減額で計41億9,868万1,000円としております。こちらにつきましては、介護サービスの利用者数の減少に伴い減額するものでございます。

次に、5款地域支援事業費が530万8,000円の減額で計1億4,259万2,000円としております。こちらにつきましては、地域支援事業の総合事業に係る利用実績等による減額補正でございます。

以上、歳出における補正額の合計は2,502万8,000円の減額で、補正後の歳出合計額は45億1,477万4,000円としております。

以上、議案第4号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松村幸治君） 補足説明の途中ではございますが、暫時休憩をいたします。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（松村幸治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明をお願いいたします。

野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） それでは、議案第5号及び議案第6号につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第5号令和3年度阿波市一般会計予算について。

令和3年度阿波市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ188億2,400万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は

30億円と定める。

第5条、地方自治法第220条第2項のただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年2月15日提出、阿波市長。

令和3年度当初予算の編成に当たりましては、持続可能なまちづくりの実現に向け、引き続き安全・安心のまちづくり、活力あふれるまちづくり、子育て応援のまちづくりの3本の柱の推進に心がけましたが、市長選挙を控え経常的経費や継続事業を中心とした骨格的予算としております。

令和3年度当初予算の歳入歳出予算総額は188億2,400万円で、前年度比較で4億2,100万円、率にして2.2%の減となっております。

初めに、6ページの第2表債務負担行為についてであります。

債務負担行為といたしまして、基幹系情報システム再構築事業を令和4年度から令和8年度までの期間、2億4,015万5,000円を限度額としてお願いするものであります。

次に、第3表地方債についてであります。

地方債につきましては臨時財政対策債など9件で、限度額合計は14億3,130万円としております。

初めに、歳入につきましては、8ページ、9ページの歳入歳出予算事項別明細書で主なものについて説明させていただきます。

それでは、1款市税につきましては32億9,661万9,000円で、前年度と比較しまして7,385万5,000円、率にして2.2%の減となっております。主な要因としては、個人法人市民税は新型コロナウイルスの影響による減収、たばこ税は売上げ本数の減少傾向にありますが、増税により増収を見込んでおります。また、固定資産税については、太陽光発電施設の増加などにより償却資産の増加が見込まれる一方、評価替えの影響により減収幅が大きくなっております。

次に、11款地方交付税につきましては63億3,700万円、対前年度比1億1,890万9,000円の減としております。内訳といたしましては、普通交付税が59億3,700万円、特別交付税を4億円見込んでおります。

続いて、15款国庫支出金は25億3,418万円で、前年度と比べ3億4,419万4,000円、率にして15.7%の増となっております。これは新型コロナワクチン接種に対する国庫負担金2億4,250万円、及び補助金7,850万円が交付されることが主な要因でございます。

次に、16款県支出金につきましては15億7,119万9,000円で、前年度に比べ72万1,000円の減となっております。県負担金につきましては国土調査事業2,403万2,000円の増加、県補助金につきましては農業水路等長寿命化防災減災事業補助金2,000万円の減少によるものでございます。

次に、19款繰入金につきましては16億6,848万2,000円、対前年度比1億2,918万7,000円、率にして7.2%の減となっております。主な要因といたしましては、普通建設事業費や維持補修費が減少したことにより基金繰入金を減額したものでございます。

続いて、22款市債につきましては14億3,130万円で、対前年度比4億6,870万円、率にして24.7%の減となっております。主な要因といたしましては、臨時財政対策債は増加するものの、認定こども園整備事業債の減少や大俣公民館改築に係る社会教育施設整備事業債の減少によるものでございます。

続きまして、歳出の主なものについて説明させていただきます。

54、55ページをお願いします。

初めに、下段の2款1項総務管理費につきましては19億4,428万4,000円、対前年度比9,933万6,000円、率にして4.9%の減となっております。主な要因といたしましては、旭集会所新築事業や指定避難所整備事業の終了によるものでございます。

次に、76、77ページをお願いします。

2款4項選挙費につきましては5,692万5,000円、対前年度比4,991万8,000円、率にして712.4%の増となっております。要因といたしましては、市長、市議会議員補欠選挙、市議会議員選挙、衆議院議員総選挙の増額によるものです。

続いて、82、83ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費につきましては23億4,015万6,000円、対前年度比902万4,000円、率にして0.4%の増となっております。障害者自立支援給付費が2,114万2,000円、障害児給付費が1,719万1,000円増加したも

の、国保特別会計繰出金が1,557万5,000円の減などにより微増となっております。

次に、90、91ページをお願いします。

3款2項老人福祉費につきましては18億1,856万1,000円、対前年度比2,100万8,000円、率にして1.2%の増となっております。主な要因といたしましては、老人医療給付費1,969万9,000円の増加によるものです。

続いて、94、95ページをお願いします。

3款3項児童福祉費につきましては22億8,125万5,000円、対前年度比5億4,351万3,000円、率にして19.2%の減となっております。主な要因として、認定こども園整備事業が4億3,986万5,000円の減少によるものでございます。今年度の大俣認定こども園の完成により、市内の幼稚園、保育所は全て認定こども園となります。なお、令和3年度は土成中央認定こども園の大規模改修を行う費用を計上しております。

次に、108、109ページをお願いします。

4項生活保護費につきましては8億7,668万4,000円、対前年度比6,729万7,000円、率にして8.3%の増となっております。主な要因として、医療扶助費6,720万円の増加によるものでございます。

次に、110ページ、111ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費につきましては11億2,063万5,000円、対前年度比3億6,768万1,000円、率にして48.8%の増となっております。主な要因として、新型コロナワクチン接種対策事業3億2,100万円、伊沢谷飲料水供給施設整備事業費1,736万4,000円の増加によるものでございます。

続いて、118ページ、119ページをお願いします。

4款2項清掃費につきましては10億7,586万1,000円、対前年度比1億1,112万4,000円、率にして11.5%の増となっております。主な要因といたしましては、中央広域環境施設組合負担金6,027万6,000円、阿北環境整備組合負担金2,611万4,000円の増加によるものでございます。

少し飛びまして、次に132ページ、133ページをお願いします。

6款農林水産業費の3項林業費につきましては4,334万円、対前年度比1,871万3,000円、率にして76%の増となっております。主なものとして、県単林道事業

費2,080万円の増加によるものでございます。

次に、134、135ページをお願いします。

7款1項商工費につきましては2億844万円、対前年度比5,362万6,000円、率にして20.5%の減となっております。主な要因といたしまして、市商工会館建設負担金3,000万円や、誘致企業周辺のインフラ整備事業費2,399万1,000円の減少によるものでございます。

続いて、142、143ページをお願いします。

8款2項道路橋りょう費につきましては6億7,975万7,000円、対前年度比3,542万8,000円、率にして5.5%の増となっております。主な要因といたしまして、矢松田中線整備に7,400万円、周辺対策事業3,730万円の増によるものでございます。スマートインターチェンジ整備事業費は、前年度とほぼ同額の3,300万円を計上しております。

次に、154、155ページをお願いします。

10款1項教育総務費につきましては4億7,177万4,000円、対前年度比9,157万8,000円、率にして16.3%の減となっております。主な要因といたしましては、小学校、中学校のパソコン購入事業が令和2年度で終了したことによるものです。

続いて、160ページ、161ページをお願いします。

10款2項小学校費につきましては1億3,993万2,000円、対前年度比4,173万6,000円、率にして23%の減となっております。主な要因といたしましては、教科書の改訂に伴う指導書の経費が今年度は不要となったことによるものでございます。

次に、176ページ、177ページをお願いします。

10款5項社会教育費につきましては2億8,863万8,000円、対前年度比2億5,384万6,000円、率にして46.8%の減となっております。主な要因といたしましては、大俣公民館改築事業や指定難所整備事業の事業終了によるものでございます。

続いて、186、187ページをお願いします。

10款6項保健体育費につきましては1億9,916万6,000円、対前年度比7,882万4,000円、率にして65.5%の増となっております。主な要因といたしま

しては、市場グラウンド改修事業8,935万5,000円の計上によるものでございます。

次に、202ページ、203ページには、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについて、前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書を掲載しております。

最後に、204ページをお願いします。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。

表右下、当該年度末現在高見込額合計額は198億6,599万6,000円であります。

以上、議案第5号の補足説明とさせていただきます。

続いて、議案第6号令和3年度阿波市御所財産区特別会計予算について補足説明をさせていただきます。

令和3年度阿波市特別会計予算書の1ページをお開きください。

議案第6号令和3年度阿波市の御所財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,701万7,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年2月15日提出、阿波市長。

歳入歳出予算事項別明細書で説明させていただきます。

6ページ、7ページをお願いします。

まず、歳入であります。

1款財産収入301万6,000円を見込んでおります。土地の貸付収入で、前年度と同額であります。

2款繰越金は1,400万円で、前年度に比べ20万円の増額としております。

次に、8ページ、9ページをお願いします。

歳出についてであります。

2款事業費といたしまして、1,030万円で所有地維持管理委託料や造林事業負担金などであります。

以上、議案第6号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同をくださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松村幸治君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） 議案第7号及び議案第8号について補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第7号について説明をさせていただきます。

議案第7号令和3年度阿波市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ44億6,557万7,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億円と定める。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年2月15日提出、阿波市長。

6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものを説明させていただきます。

まず、歳入につきましては、本年度予算額として、1款国民健康保険税が6億4,832万6,000円、4款県支出金が32億9,929万7,000円、7款繰入金が4億3,976万2,000円、8款繰越金が6,900万円、9款諸収入が847万円などとなっており、歳入合計額は44億6,557万7,000円で、前年度と比較して4,395万6,000円の減額となっています。

1款の国民健康保険税につきましては、加入者の減少見込みと税の引下げによりまして、前年度比4,154万円の減、4款の県支出金では保険者努力支援などの特別交付金

により618万5,000円の追加となっております。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出につきましては、本年度予算額として、1款総務費が1億719万円、2款保険給付費が32億5,523万9,000円、3款国民健康保険事業費納付金が10億4,881万1,000円、5款保健事業費が4,675万7,000円、8款諸支出金が443万7,000円、9款予備費が300万円などとなっております。歳出合計額は44億6,557万7,000円で、前年度と比較して4,395万6,000円の減額となっております。

3款の国民健康保険事業費納付金につきましては、前年度実績算定等により、前年度比で3,877万2,000円の減、5款の保健事業費では、特定健康診査事業に新たに心電図、貧血の検査項目を追加することによりまして、105万3,000円の追加となっております。

次に、議案第8号について補足説明をさせていただきます。

議案第8号令和3年度阿波市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5億2,940万8,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

令和3年2月15日提出、阿波市長。

6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものについて説明をさせていただきます。

歳入につきましては、本年度予算額といたしまして、1款後期高齢者医療保険料が3億4,214万7,000円、4款繰入金が1億8,170万7,000円、6款諸収入が505万4,000円などとなっており、歳入合計額は5億2,940万8,000円で、前年度と比較して854万7,000円の増額となっております。

4款の繰入金につきましては、県からの保険基盤安定繰入金にて807万3,000円の追加となっております。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出につきましては、本年度予算額といたしまして、2款後期高齢者医療広域連合納付

金が5億2,385万7,000円、3款諸支出金が505万1,000円などとなっております。歳出合計額は5億2,940万8,000円で、前年度と比較して854万7,000円の増額となっております。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の保険料等におきまして854万7,000円の追加となっております。

以上で議案第7号、議案第8号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松村幸治君） 藤野水道部長。

○水道部長（藤野芳大君） 議案第9号について補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお開きください。

議案第9号令和3年度阿波市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億5,095万7,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000万円と定める。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年2月15日提出、阿波市長。

4ページをお願いいたします。

第2表地方債についてでございます。

起債の目的は、下水道債で内訳の農業集落排水補助事業下水道債と公営企業会計適用債の限度額の計は1,790万円となっております。

起債の方法は証書借入れで、利率は5%以内、償還の方法につきましては、借入先の融通条件によるものでございます。

次に、6ページ、7ページからの歳入歳出予算事項別明細書をお願いいたします。

主なものについて説明をさせていただきます。

歳入につきましては、本年度予算額として、1款分担金が150万円、2款使用料手数料が1,525万5,000円、3款国庫支出金が600万円、5款繰入金が1億840万円、8款市債が1,790万円で、歳入合計は1億5,095万7,000円となり、前年度に比べて1,292万4,000円の増額となっております。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出につきましては、本年度予算額として、1款総務費が1,352万7,000円、2款事業費が5,721万円、3款公債費が7,972万円で、歳出合計は1億5,095万7,000円となり、前年度に比べて1,292万4,000円の増額となっております。

増額の主な理由につきましては、公営企業法の法適用化策定支援業務として固定資産台帳を作成することによるものでございます。

次に、18ページをお願いいたします。

地方債の当該年度末現在高の見込額は3億9,107万円となる見込みでございます。

以上、議案第9号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松村幸治君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） 議案第10号について補足説明をさせていただきます。

議案第10号令和3年度阿波市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ192万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

令和3年2月15日提出、阿波市長。

6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で説明をさせていただきます。

歳入につきましては、本年度予算額として、1款県支出金が142万5,000円で、県補助金により15万円の減、2款諸収入が34万8,000円、4款繰越金が15万円となっており、歳入合計額は192万3,000円で、前年度と比較して20万円の減額

となっています。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出につきましては、本年度予算額として、1款貸付事業費が192万3,000円で、償還事務費の弁護士業務委託料等にて20万円の減となっており、歳出合計額も192万3,000円となり、前年度と比較して20万円の減額となっております。

以上で議案第10号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松村幸治君） 妹尾健康福祉部長。

○健康福祉部長（妹尾浩子さん） 議案第11号につきまして補足説明をさせていただきます。

議案第11号令和3年度阿波市介護保険特別会計予算について。

令和3年度阿波市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ44億8,570万1,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億円と定める。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第2号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年2月15日提出、阿波市長。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものについて説明をさせていただきます。

6ページ、7ページをお開けください。

まず、歳入の主なものにつきましては、1款介護保険料の予算額は、前年比2,795万円の増額で8億4,775万6,000円としております。こちらにつきましては、被保険者数の増による保険料の増額でございます。

次に、3款国庫支出金の予算額は、前年比914万2,000円の減額で10億9,250万4,000円としております。こちらにつきましては、介護給付費及び介護予防給付費に対する国の負担金でございます。

次に、4款支払基金交付金の予算額は、前年比851万4,000円の減額で11億4,892万8,000円としております。支払基金交付金につきましては、40歳から64歳までの第2号被保険者保険料で賄われており、介護保険給付費の減少に伴うものでございます。

次に、5款県支出金の予算額は、前年比219万8,000円の減額で6億1,894万円としております。

次に、8款繰入金の予算額は、前年比3,365万5,000円の減額で7億7,744万2,000円としております。こちらにつきましては、介護給付費準備基金繰入金の減に伴う減額でございます。

以上、歳入合計は44億8,570万1,000円で、前年比2,556万7,000円の減額としております。

続きまして、8ページ、9ページをお開けください。

歳出の主なものといたしましては、1款総務費の予算額は、前年比724万円の増額とし、1億5,215万2,000円としております。こちらにつきましては、人件費及びシステム改修委託料に伴う総額でございます。

次に、2款保険給付費の予算額は、前年比3,080万円の減額で41億7,690万円としております。保険給付費につきましては、給付状況を考慮して、居宅介護サービス給付費の減に伴う減額としております。

次に、5款地域支援事業費の予算額は、前年比199万9,000円の減額で1億4,531万3,000円としております。こちらにつきましては、総合事業費の減額によるものでございます。

以上、歳出合計は44億8,570万1,000円で、前年比2,556万7,000円の減額としております。

以上、議案第11号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松村幸治君） 藤野水道部長。

○水道部長（藤野芳大君） 議案第12号について補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお開きください。

議案第12号令和3年度阿波市水道事業会計予算。

第1条、令和3年度阿波市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとしております。給水戸数が1万4,160戸、年間総給水量458万2,000立方メートル、1日の平均給水量は1万2,553立方メートル、主要な建設改良事業は、基本計画に基づく事業3億7,450万2,000円、老朽管布設替等事業9,170万円としております。

次に、第3条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおりと定めております。

初めに、収入でございますが、第1款水道事業収益を6億8,016万3,000円としております。内訳といたしまして、第1項営業収益が6億3,916万5,000円、第2項営業外収益が4,099万6,000円、第3項特別利益が2,000円となっております。

次に、支出でございますが、第1款水道事業費用6億5,889万3,000円としております。内訳といたしまして、第1項営業費用が6億2,060万8,000円、第2項営業外費用が3,628万4,000円、第3項特別損失が100万1,000円、第4項予備費が100万円となっております。

次に、第4条、資本的収入及び支出の予定額について、次のとおりと定めております。

まず、収入でございますが、第1款資本的収入を4億3,160万2,000円としております。内訳といたしまして、第1項出資金が1億8,700万円、第2項工事負担金が460万円、第3項国庫補助金が1,000円、第4項企業債が2億4,000万円、第5項保険金が1,000円となっております。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出を6億1,791万9,000円としております。内訳といたしまして、第1項建設改良費が5億3,091万3,000円、第2項企業債償還金が8,600万5,000円、第3項国庫返還金が1,000円、第4項予備費が100万円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,631万7,000円は、当年度分損益勘定留保資金1億5,443万3,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,188万4,000円で補填を予定しております。

続きまして、2ページをお願いいたします。

第5条、企業債について次のとおりと定めております。

起債の目的は上水道建設改良事業で、限度額は2億4,000万円となっております。

起債の方法は証書借入れで、利率は5%以内、償還の方法につきましては借入先の融通条件によるものでございます。

次に、第6条、経費の流用は次のとおりと定めております。

営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用を可としております。

次に、第7条、議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費1億226万3,000円としております。

次に、第8条、営業助成のため一般会計から受ける補助金額は1億9,224万1,000円としております。

次に、第9条、たな卸資産の購入限度額は1,760万2,000円と定めております。

令和3年2月15日提出、阿波市長。

以上、議案第12号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松村幸治君） 野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） それでは、議案第13号、議案第14号につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第13号阿波市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について。

阿波市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を次のように定める。

令和3年2月15日提出、阿波市長。

阿波市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定につきましては、地方自治法第243条の2の規定に基づき、市長等の損害賠償責任の一部免責について必要な事項を定めることから、阿波市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を制定するものであります。

主な制定内容は、市長等が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは賠償責任額を限定して、それ以上の額を免責する旨を定めるものです。

賠償責任額は、市長等に係る基準給与年額に、区分に応じて定める数を乗じて得た額となります。

施行日につきましては令和3年4月1日であります。

次に、議案第14号阿波市住民集会施設設置条例の一部改正について。

阿波市住民集会施設設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月15日提出、阿波市長。

阿波市住民集会施設設置条例の一部改正については、市場北原西集会所を市場町及び阿波町久勝地区にある福祉避難所における災害用資機材の備蓄倉庫として使用を開始するに当たり、集会所としての用途を終えるため条例の一部を改正するものです。

施行日につきましては令和3年4月1日であります。

以上、議案第13号、議案第14号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松村幸治君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） 議案第15号について補足説明をさせていただきます。

議案第15号阿波市国民健康保険税条例の一部改正について。

阿波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月15日提出、阿波市長。

今回の改正につきましては、現在の経済情勢及び国民健康保険運営の状況を勘案し、令和3年度の国民健康保険税の税率を見直すこととしたため、条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容といたしましては、国民健康保険の運営主体である徳島県から示された標準保険料率を参考に、保険税賦課金の試算総額を現行より約3,400万円減額させるよう市の保険税率を改正いたします。

施行日は令和3年4月1日となっております。

以上、議案第15号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松村幸治君） 妹尾健康福祉部長。

○健康福祉部長（妹尾浩子さん） 議案第16号から議案第19号について補足説明させていただきます。

議案第16号阿波市介護保険条例の一部改正について。

阿波市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月15日提出、阿波市長。

この条例の一部改正につきましては、介護保険法に規定されております阿波市介護保険

事業計画、高齢者保健福祉計画策定委員会の答申を受け、令和3年度から令和5年度までの3か年の介護保険料を定めるため条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、保険料基準額につきましては前期と同額の6,100円となり、保険料率の改定はないため、適用期間を令和3年度から令和5年度までに改正いたします。

施行日につきましては令和3年4月1日といたしております。

次に、議案第17号阿波市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

阿波市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月15日提出、阿波市長。

この条例の一部改正につきましては、居宅介護支援事業所における管理要件に関して、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の公布に伴い、条例の一部改正をするものでございます。

主な改正内容は、居宅介護支援事業所における管理者要件について、人材確保に関する状況等を考慮し、居宅介護支援事業所管理者となる者は主任介護支援専門員であることとしますが、確保が著しく困難であるなどやむを得ない理由がある場合については、管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能とします。

また、附則の経過措置の期間も延長いたします。

施行日につきましては令和3年4月1日から施行となりますが、附則の一部改正につきましては公布の日といたしております。

次に、議案第18号阿波市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部改正について。

阿波市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月15日提出、阿波市長。

改正内容は、伊沢放課後児童クラブの移転に伴い、施設の位置を阿波市阿波町南柴生172番地から阿波市阿波町南柴生168番地に変更するものでございます。

施行日につきましては令和3年3月22日といたしております。

次に、議案第19号阿波市立幼保連携型大俣認定こども園の開園等に伴う関係条例の整

理に関する条例の制定について。

阿波市立幼保連携型大俣認定こども園の開園等に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和3年2月15日提出、阿波市長。

今回の条例制定につきましては、阿波市立幼保連携型大俣認定こども園の開園に伴い、大俣幼稚園の閉園及び大俣保育所の閉所のため、一括して関係条例の一部改正及び廃止をするものでございます。

主な改正内容は、阿波市立幼保連携型認定こども園設置条例につきましては、認定こども園の名称及び位置に阿波市立幼保連携型大俣認定こども園を加えます。

また、阿波市立学校設置条例につきましては、大俣幼稚園の閉園に伴い、幼稚園についての規定を削除いたします。

阿波市立保育所設置及び管理に関する条例及び阿波市立幼稚園保育料徴収条例につきましては、大俣保育所の閉所、大俣幼稚園の閉園に伴い、条例を廃止いたします。

施行日につきましては令和3年4月1日といたしております。

以上、議案第16号から議案第19号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松村幸治君） 岩佐産業経済部長。

○産業経済部長（岩佐賢二君） 議案第20号について補足説明をさせていただきます。

議案第20号阿波市農業構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について。

阿波市農業構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月15日提出、阿波市長。

今回の改正につきましては、市場大野島農業構造改善センターを地元自治会に譲渡するため、条例の一部を改正するものでございます。

内容といたしましては、第2条の表から市場大野島農業構造改善センターの名称及び位置を削除するものです。

施行日につきましては令和3年4月1日といたしております。

以上、議案第20号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松村幸治君） 阿部教育部長。

○教育部長（阿部仁子さん） 議案第21号につきまして補足説明をさせていただきます。

議案第21号阿波市公民館条例の一部改正について。

阿波市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月15日提出、阿波市長。

今回の改正につきましては、現在建設している大俣公民館が4月1日に供用開始となるため、建築後41年が経過している大俣公民館本村分館の用途廃止を行い、条例中大俣公民館本村分館の名称及び位置を削除するものです。

施行日につきましては令和3年4月1日でございます。

以上、議案第21号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松村幸治君） 野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） それでは、議案第22号から議案第63号につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第22号から議案第62号までの41件の指定管理者の指定について一括して説明させていただきます。

議案第22号から議案第62号指定管理者の指定について。

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月15日提出、阿波市長。

41施設の指定管理期間が令和3年3月31日で終了し、それに伴う次期指定管理者の指定を行うものであります。

お配りしておりますA3の参考資料、指定管理者制度導入施設一覧をご覧ください。

表中、1行目、議案番号から右へ順に施設の名称、指定管理者住所、指定管理者名称、代表者名、指定の期間、所管部課名となっており、議案第22号阿波早田老人憩の家から議案第62号土成宮川内構造改善センターの41施設の指定管理者の選定方法は、阿波市指定管理者制度ガイドラインにより、地域密着型の施設の場合及び施設の設置目的、周辺施設との一体管理の観点から全て非公募としております。

なお、指定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間としておりま

す。

指定管理料は全て0円となっています。

次に、議案第63号あわ北「新市まちづくり計画」の変更について。

市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定に基づき、あわ北「新市まちづくり計画」を別紙のとおり変更するものとする。

令和3年2月15日提出、阿波市長。

あわ北「新市まちづくり計画」の変更については、法律の一部改正により合併特例債の発行期限が令和7年度までの5年間延長されたことを受け、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定に基づき「新市まちづくり計画」を変更するもので、変更内容につきましては、「新市まちづくり計画」の期間を平成17年度から令和7年度までの21か年とします。

新市まちづくりの主要施策のうち、広域交流の促進では交流人口や関係人口を拡大させる取組を追加、商業、工業の振興ではベンチャービジネス、コミュニティービジネス等の起業や新しいビジネスモデルの転換を促し、就業や交流の場の創出の追加、地域情報通信ネットワークの充実ではICTを活用した情報通信基盤などの拡充の追加を行います。

次に、財政計画を見直し、令和3年度から令和7年度までを追加します。

以上、議案第22号から議案第63号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願いいたします。

○議長（松村幸治君） 川野建設部長。

○建設部長（川野一郎君） 議案第64号及び議案第65号について順次補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第64号阿波市道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、次のとおり阿波市道路線の認定について議決を求める。

令和3年2月15日提出、阿波市長。

路線の認定につきましては、（仮称）阿波スマートインターチェンジ整備事業等による新たな市道整備に伴い路線認定をするものでございます。

認定する路線は、市場町尾開のスマートインターチェンジに接続する市場高速インター線、スマートインターチェンジに沿って整備する市場側道インター南線、土成町吉田の藤原3号線の計3路線となっております。

次に、議案第65号の補足説明をさせていただきます。

議案第65号阿波市道路線の変更について。

道路法第10条第3項の規定により、次のとおり阿波市道路線の変更について議決を求める。

令和3年2月15日提出、阿波市長。

路線の変更につきましては、阿波町の久勝かもめこども園の整備等に伴い、路線の起終点変更を行うものでございます。

変更する路線は、阿波町の王地・森沢線、吉野町の小笠小島線、小島南二条線の計3路線となっております。

以上、議案第64号及び議案第65号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松村幸治君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） 議案第66号について補足説明をさせていただきます。

議案第66号阿北環境整備組合からの吉野川市の脱退に伴う財産処分について。

地方自治法第289条の規定により、阿北環境整備組合からの吉野川市の脱退に伴い、別紙のとおり財産処分することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月15日提出、阿波市長。

今回の改正につきましては、令和3年3月31日をもって吉野川市が阿北環境整備組合より脱退するため、地方自治法の規定により脱退に伴う財産処分について議会の議決を求めるものでございます。

主な内容としましては、裏面にありますとおり、阿北環境整備組合の財産については全て同組合に帰属させるものとするため、現組合を構成する2市2町により協議書を締結するものでございます。

以上、議案第66号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松村幸治君） 川野建設部長。

○建設部長（川野一郎君） 報告第1号債権の放棄について補足説明をさせていただきます。

報告第1号債権の放棄について。

阿波市債権管理条例第17条第1項の規定により、市の債権について下記のとおり放棄したので、同条第3項の規定により報告する。

令和3年2月15日提出、阿波市長。

建設部住宅課から、市営住宅の家賃債権について報告させていただきます。

今回報告させていただく債権放棄の理由として、条例第17条第1項第1号該当については、既に市営住宅から退去しているもので、当該債権につき消滅時効5年が完成し、かつ債務者がその援用をする見込みがあるため、また第7号該当については、当該債権につき消滅時効5年が完成し、債務者が生活保護法の規定による保護を受け、またはこれに準じる状態にあり、かつ資力の回復が困難で、当該債権について履行の見込みがないと認められるため、以上の各号理由により該当すると判断し放棄するものです。

住宅家賃、住宅共益費合計で債務者数は51人、放棄した債権の金額は542万4,900円でございます。

なお、債権の放棄については、令和3年1月25日に開催した債権処理審査委員会において、放棄の理由等を慎重に審議していただいております。

今後におきましても、市営住宅の家賃債権、家賃徴収については、債権管理条例及び債権管理マニュアルに基づき、債権の適切な管理、迅速な回収に努めてまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、報告第1号についての補足説明とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 以上で補足説明が終わりました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

次回は、2月25日午前10時より代表質問、一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

午後0時23分 散会